

社会福祉法人 佐与福社会 役員等報酬規程

（目的）

第一条 この規程は、社会福祉法人佐与福社会の役員等の報酬について定めるものである。

（定義）

第二条 本規定でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

（業務の種類）

第二条 報酬を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- （１） 理事会及び評議員会への出席
- （２） 監事による定期又は臨時監査
- （３） 行政機関による監査の立会
- （４） 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- （５） その他理事長が必要と認めた業務

（理事会及び評議員会の出席報酬）

第三条 理事長及び理事が、理事会に出席したときは、別表１による１日分の報酬を支払うことができる。

- ２ 理事長及び理事が法人の職員の場合は、報酬は支払わないものとする。
- ３ 評議員が、評議員会に出席したときは、別表１による１日分の報酬を支払うことができる。

（理事及び評議員の勤務報酬）

第四条 理事及び評議員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表２による報酬を支払うことができる。

- ２ 理事長は、常勤役員とし、１日４時間以上及び月１５日以上勤務とし、月給制で報酬を支払うものとする。

（監事の報酬）

第五条 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表１による１日分の報酬を支払うことができる。

- ２ 監事が理事会以外において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表２による報酬を支払うことができる。

（改正）

第六条 本規定の改正は、評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成２９年 ４月 １日より施行する。

別表 1

理事 出席報酬	日当 5,510円
監事 出席報酬	日当 5,510円
評議員 出席報酬	日当 5,510円

別表 2

理事 業務報酬	日当 5,510円
監事 業務報酬	日当 11,021円
評議員業務報酬	日当 5,510円
理事長業務報酬	月給 50万円